

【令和5～6年度版】

半島地域の事業者の設備投資を応援する

半島振興のための国税・地方税の優遇措置について

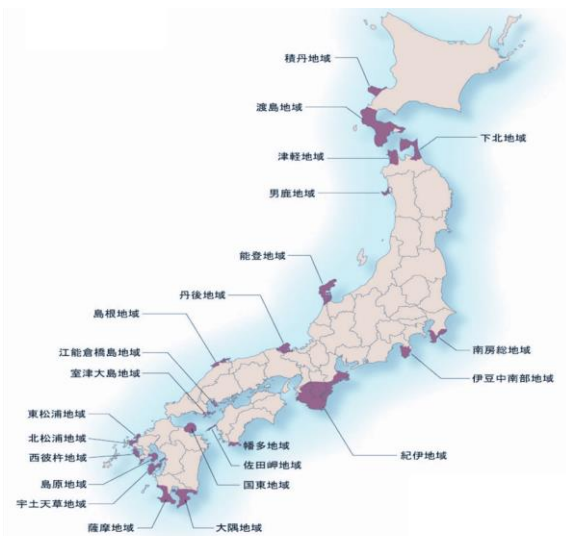
1 はじめに

半島地域とは

半島地域は、三方を海に囲まれた特徴的な地形から、古くから漁業や海上輸送などの拠点として発展してきました。また、火山活動に伴う地形の隆起などの成り立ちから、独自の自然環境や文化を形成しています。半島地域の各地には、このような豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在します。

一方、半島地域には、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題があります。

このような課題に半島地域が打ち勝つには、地域活性化の核となる産業の振興を図ることが非常に重要です。そのため、国や地方公共団体は、半島振興法等に基づき、国税と地方税の優遇措置（半島税制）を導入し、法人税や固定資産税などの負担軽減を図り、半島地域内の事業者の皆様の積極的な設備投資を後押ししています。



半島税制は、半島地域の事業者へ設備投資を応援する税制優遇措置です

「半島税制」は、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域に指定された市町村が、同法に基づく「産業振興促進計画」を策定している場合に適用される、**国税と地方税の優遇措置**です。

「半島税制」を活用することで、**製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者**は、**機械・装置、建物・附属設備及び構築物**の取得、建設、改修などを行う場合に、**5年間の割増償却（国税（法人税）の優遇措置）**が適用されるほか、地域によっては**固定資産税など地方税の優遇**を受けることができます。

令和5年度から「半島税制」と「過疎税制」対象地域が重複している地域は、「過疎税制」を適用することとなりました。※

半島税制の対象となるかどうかにつきましては10-11ページを御確認ください。
(※令和4年度までに適用している場合は、以降も経過措置があります。)

2 「半島税制」活用のメリット

優遇措置の適用により税負担が軽減されます

国税の優遇措置については、取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却（割増償却）できます。割増償却することで、適用期間中の法人税の負担額が軽減（繰り延べ）されます。

また、地域によっては法人事業税、固定資産税、不動産取得税の優遇措置を導入している自治体があります。詳しくは最寄りの道府県・市町村の担当課にお問い合わせください。

幅広い業種と設備投資に適用されます

製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が、機械・装置、建物・附属設備及び構築物の取得、建設、改修などを行う場合に適用を受けることができます※。

対象業種

- 製造業
- 旅館業
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等

対象設備

- 機械・装置
- 建物・附属設備、構築物

最小500万円の設備投資からご利用頂けます

製造業と旅館業については事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等については資本金の規模に関わらず、最小で500万円の設備投資から適用を受けることができます※。

※ 国税優遇措置の場合。地方税優遇措置については最寄りの市町村にお問い合わせください。

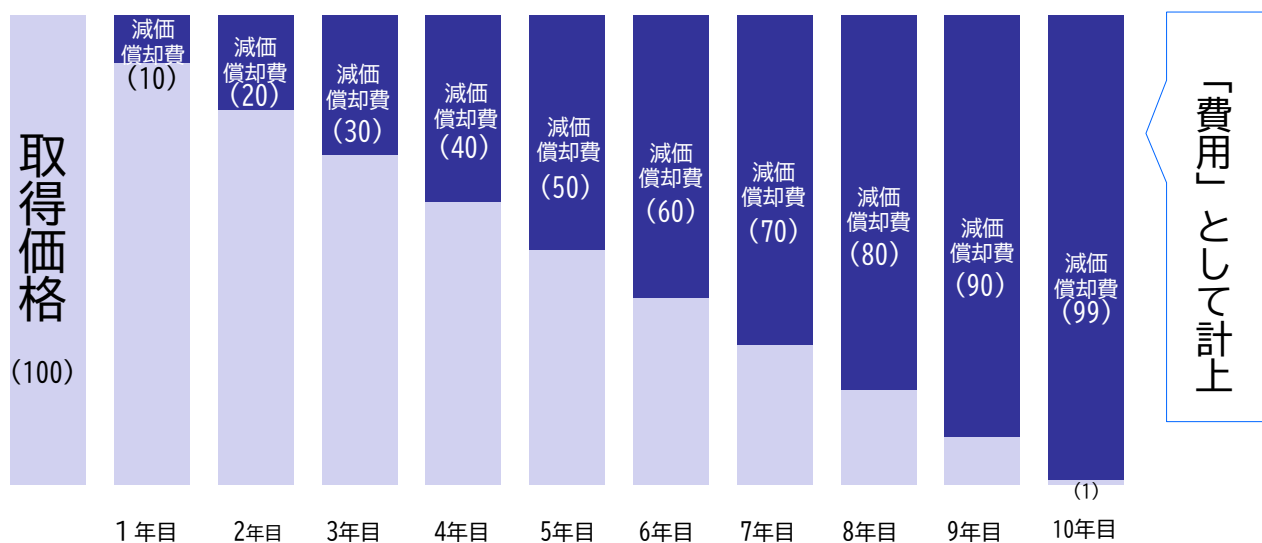
減価償却とは

事業者がその事業のために使用する機械や建物などの資産は、使用による劣化などで価値が減少します。このような時の経過による資産価値の減少を、定められた範囲内で、一定の方法（定額法・定率法）で費用として継続的に計上していく仕組みを減価償却といいます。

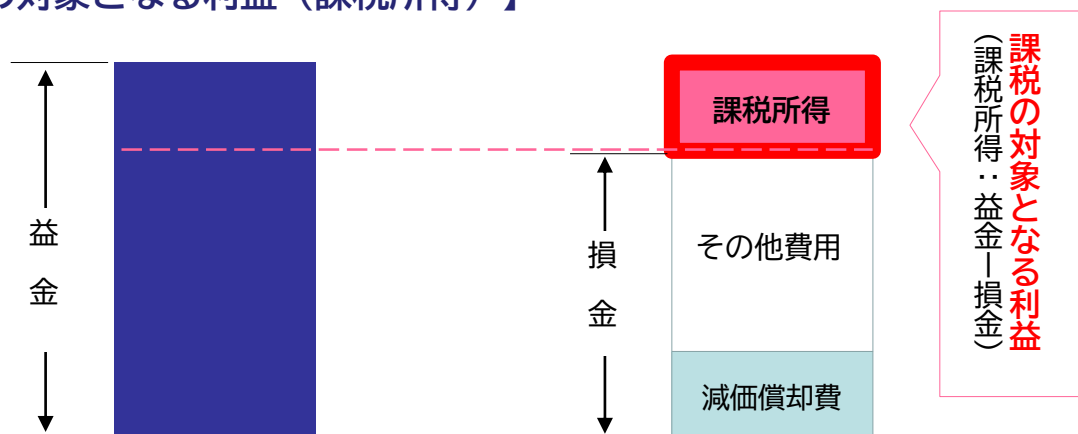
税務において、減価償却した費用は、課税の対象となる課税所得から除外されます。

【減価償却（普通償却）】

定額法、取得価額100、耐用年数10年の場合



【課税の対象となる利益（課税所得）】



3 国税の優遇措置について

産業振興促進計画を策定している市町村内で、事業者が対象の設備の取得、建設、改修等を行った場合、**5年間の割増償却**を行うことができます。割増償却することで、適用期間中の法人税負担が軽減（繰り延べ）され、より多くの資金を手元に確保することができます。

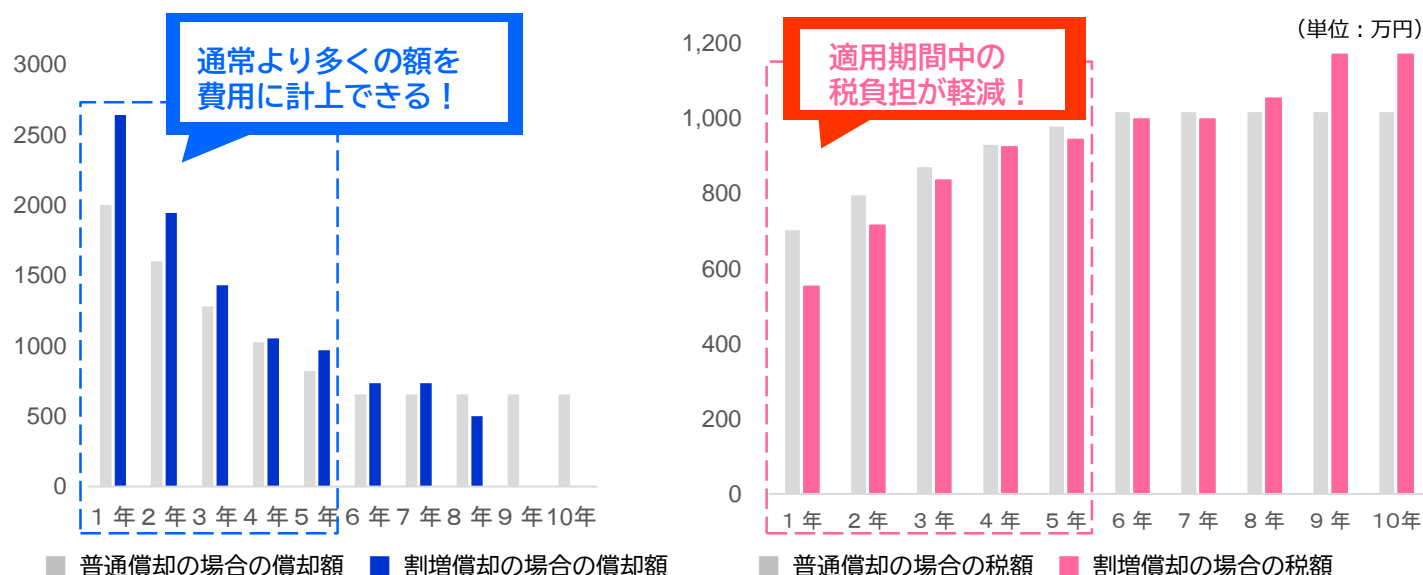
■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設
取得価額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上※2		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 割増償却を行った場合の減価償却額と法人税額



・償却前の課税所得額は5,000万円 ・取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却

■ 対象となる業種

製造業

食料品製造業、木材・木製品製造業、繊維製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 等

旅館業

ホテル営業、旅館営業 等

農林水産物等販売業

農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等

(半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業)

情報サービス業等

情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等

■ 対象となる設備

設備の**取得、建設、改修**などを行う場合に適用が受けられます

機械・装置

建物・附属設備、構築物

※ 日本標準産業分類（総務省）を参考にしてください。

※ 取得等をした機械及び建物が、割増償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認ください。

産業振興促進計画を策定している市町村内で、事業者が対象の設備を新設または増設した場合に、道府県または市町村によっては、国の財政支援（減収補填）を受けて、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率を優遇する措置をとっている場合があります。詳しくは最寄りの道府県・市町村の半島振興担当課にお問い合わせください。

■ 国の財政支援の対象となる地方税優遇措置の対象業種、取得価額等

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新増設		
取得 価額 ※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

■ 地方税優遇措置の例（A市による固定資産税の特例措置）

A市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象設備	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
特例内容	<p>固定資産税の税率を、3年度に限り、A市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 初年度分 100分の0.14 (2) 第2年度分 100分の0.35 (3) 第3年度分 100分の0.70</p>
適用期限	令和7年3月31日まで（条例の適用期限）

※条例の内容を簡略化して記載しています。具体的な要件などは各自治体にお問い合わせください。

事業に伴う様々なニーズに合わせて活用いただけます

■ 最新の製造設備を導入して生産性を高めたい

半島税制は、製造精度の向上や、生産の効率化、老朽設備の更新などに対応する最新設備の導入などの場面で広く活用いただけます。

■ こだわりの特産品をブランド化したい

半島地域は、全国トップレベルのブランド力を発揮する農林水産物や地酒など特産品の宝庫です。半島税制は、このような特産品の販売拡大に欠かせない冷蔵・冷凍設備などの導入に広く活用いただけます。

■ たくさんのお客様に地元自慢の名湯を楽しんでほしい

半島税制は、建物や附属設備、構築物を建設・改修などした場合に広く活用いただけます。地元の温泉を活かした旅館やホテルの建設・改修や、施設内の設備の刷新などにお役立ていただけます。

A社
(製造業)

海外への販路開拓のために最新の酒造設備を導入。最新設備を導入したことで、より多くの顧客の需要に応えることができたし、新たな従業員の雇用にもつながった！

B社
(旅館業)

遊休施設の再生による地域振興への貢献と、調理部門の効率UPのために旅館を改修。半島税制は他の税制と比べて自社の財務状況に合い、活用しやすかったため利用した。

6

「半島税制」ご利用の手続き

国税に関する手続き

国税の優遇措置の適用を受けるためには、市町村から、租税特別措置法の適用の前提である「産業振興促進計画」に適合している旨の確認を受け、税務署に必要書類を提出する必要があります。

確認申請書の提出



確認申請書に必要事項を記入し、市町村の窓口へ提出。
(様式は市町村が発行)

適合性の確認



確認申請書の内容が、「産業振興促進計画」に適合しているかを市町村が確認。

税務署へ提出



市町村が計画に適合している旨確認したことを証する書類及び税務申告書類を税務署に提出。

優遇措置の適用



地方税に関する手続き

地方税の優遇措置の適用を受けるためには、道府県または市町村に不均一課税を申請する必要があります。詳しくは最寄りの道府県または市町村にお問い合わせください。

7

「半島税制」相談窓口

国税に関すること

- 最寄りの税務署
- 市町村の担当部署 ※確認書の提出関係等
- 国税庁タックスアンサー（よくある質問）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

地方税に関すること

- 市町村の税窓口
- 道府県の税事務所

確認書様式例

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書 (租税特別措置法施行規則第〇条の〇第〇項該当)

(所得税の場合は第5条の13第8項、法人税の場合は第20条の16第8項(連結法人関係の場合は第22条37)令和〇年〇月現在)

〇〇市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地
法人名
氏名又は代表者

下記のとおり取得等を行った設備が、半島振興を促進するための〇〇市産業振興促進計画に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申請者	住所 又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇	
	法人名 氏名又は代表者	株式会社〇〇工業	
	業種 (当てはまるものに〇)	製造業 農林水産物等販売業	旅館業 情報サービス業等
	資本金又は 出資金の額	〇〇〇万円	
導入した産業振興機械等	電子部品製造機械 ※設備等が複数ある場合には別紙に表を添付することで対応。		
産業振興機械等の導入した場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇		
取得価格	〇〇〇万円 ※設備等が複数ある場合には別紙に表を添付することで対応。		
導入経緯・目的	携帯電話(スマートフォン)向けの新たな部品の供給を行うため、電子部品基板の製造に必要な工作用機械を取得した。		
雇用の状況	従業員数 [令和〇年〇月〇日現在]	〇〇名	
	今回の設備投資に伴う新規雇用者数	〇〇名 ※予定も含む。	

上記の記載内容を確認し、

- 貴殿の産業振興機械等の導入した場所が、「〇〇市産業振興促進計画」に記載された区域内に所在するもの
- 貴殿の事業が、「〇〇市(町・村)産業振興促進計画」に記載された業種に属するもの
- 貴殿の産業振興機械等の取得等が、〇〇市の産業の振興に寄与するものであり、「〇〇市(町・村)産業振興促進計画」に適合したものであることを確認した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

上の様式は一例です。作成いただくための様式は提出先となる自治体へ御確認ください。

「半島税制」が適用される市町村(R5.4.1~)

半島税制適用市町村			半島税制非適用市町村			市町の区域のうち一部が半島税制適用地域		
半島地域	道府県	市町村名	半島地域	道府県	市町村名	半島地域	道府県	市町村名
積丹	北海道	共和町	能登	富山県	氷見市	伊豆中南部	静岡県	輪島市
		岩内町			珠洲市			
		泊村			能登町			
		神恵内村			穴水町			
		積丹町			七尾市			
		古平町			志賀町			
		仁木町			中能登町			
		余市町			羽咋市			
		函館市			宝達志水町			
		北斗市			津幡町			
		松前町			かほく市			
		福島町			内灘町			
		知内町			松崎町			
		木古内町			沼津市			
渡島	北海道	七飯町	伊豆中南部	静岡県	西伊豆町	紀伊	三重県	伊豆市
		鹿部町			下田市			
		森町			南伊豆町			
		八雲町			河津町			
		長万部町			東伊豆町			
		江差町			伊勢市			
		上ノ国町			松阪市*			
		厚沢部町			尾鷲市			
		乙部町			鳥羽市			
		今金町			熊野市			
		せたな町			志摩市			
		五所川原市			多気町			
		つがる市			明和町			
		今別町			大台町			
蓬田村	玉城町							
外ヶ浜町	度会町							
板柳町	大紀町							
鶴田町	南伊勢町							
中泊町	紀北町							
津軽	青森県	むつ市*	紀伊	三重県	御浜町	奈良県	紀宝町	
		野辺地町			五條市			
		横浜町			吉野町			
		東北町			大淀町			
		六ヶ所村			下市町			
		大間町			黒滝村			
		東通村			天川村			
		風間浦村			野迫川村			
		佐井村			十津川村			
		男鹿市			下北山村			
		湯上市*			上北山村			
		三種町			川上村			
		大潟村			東吉野村			
		館山市						
勝浦市								
鴨川市*								
富津市								
南房総市								
いすみ市*								
大多喜町								
御宿町								
鋸南町								

* 半島地域と過疎地域等が混在している市町は、地区によって適用となる税制が異なります。各自治体へお問合せください。

「半島税制」が適用される市町村(R5.4.1~)

半島税制適用市町村			半島税制非適用市町村			市町の区域のうち一部が半島税制適用地域		
半島地域	道府県	市町村名	半島地域	都道府県	市町村名	半島地域	都道府県	市町村名
紀伊	和歌山県	海南市*	東松浦	佐賀県	唐津市*	北松浦	長崎県	玄海町
		橋本市			伊万里市			
		有田市			佐世保市*			
		御坊市			平戸市			
		田辺市*			佐々町			
		新宮市			松浦市			
		紀の川市*			長崎市*			
		岩出市			西海市			
		紀美野町			島原市			
		かつらぎ町			諫早市			
		九度山町	雲仙市					
		高野町	南島原市					
		湯浅町	豊後高田市					
		広川町	杵築市					
		有田川町*	国東市					
		美浜町	日出町					
		日高町	宇城市*					
		由良町	宇土市					
		印南町	上天草市					
		みなべ町*	天草市					
		日高川町	苓北町					
		白浜町*	日南市					
		上富田町	串間市					
		すさみ町	鹿屋市*					
		那智勝浦町	垂水市					
		太地町	曾於市					
古座川町	志布志市							
北山村	大崎町							
串本町	東串良町							
宮津市	錦江町							
京丹後市	南大隅町							
伊根町	肝付町							
与謝野町	鹿児島市*							
松江市*	日置市*							
出雲市	南さつま市							
呉市	南九州市							
江田島市	枕崎市							
柳井市	指宿市							
周防大島町	いちき串木野市							
上関町								
平生町								
八幡浜市								
西予市								
伊方町								
宿毛市								
土佐清水市								
四万十市*								
大月町								
三原村								
黒潮町								
薩摩								

* 半島地域と過疎地域等が混在している市町は、地区によって適用となる税制が異なります。各自自治体へお問合せください。

令和5年度から「半島税制」と「過疎税制」対象地域が重複している地域においては「過疎税制」を適用することとなりました。*
 (*令和4年度までに適用している場合は以降も経過措置があります。)